

第2回練馬光が丘病院跡施設活用検討会議 議事概要

| | |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時 | 令和2年3月19日(木) 午後3時30分～5時 |
| 場 所 | 練馬区役所本庁舎5階 庁議室 |
| 次 第 | <p>議 題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 病院施設の状況について 2 第1回会議の主な意見について 3 活用に向けた意見交換 |
| 配付資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・資料1-1 練馬光が丘病院施設内写真 ・資料1-2 主な工事履歴 ・資料1-3 光が丘地区 施設配置図 ・資料2-1 第1回会議 発言要点 ・資料2-2 病院における病室・廊下・階段の基準 ・資料2-3 新練馬光が丘病院の概要について ・資料2-4 医療圏域・病床配分について ・資料2-5 東京都保健医療計画上の既存病床数の状況 ・資料2-6 病児・病後児保育 ・資料2-7 練馬区内の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)一覧 ・資料2-8 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)設置基準 ・資料2-9 所有地を活用した社会福祉施設建替促進施設 <p>【参考資料】</p> <p>①会議開催スケジュール</p> |
| 出席委員 (名簿記載順 ・敬称略) | <p>瀧本 裕之、中島 徳克、高内 恒行、伊藤 大介、今井 伸、高橋 司郎、 清水 きよゑ、大内 幸司、河原 啓子、谷口 とし子</p> |
| 区出席者 | <p>技監(都市整備部長) 宮下 泰昌 企画部長 森田 泰子 施設管理担当部長 伊藤 良次 地域医療担当部長 佐古田 充宏 企画部企画課長 三浦 康彰 高齢社会対策本部高齢社会対策課長 浜崎 省吾 地域医療担当部医療環境整備課長 中島 祐二 地域医療担当部地域医療課練馬光が丘病院担当係長 村野 真啓</p> |

1 開会

【会長】

ただいまより、第2回練馬光が丘病院跡施設活用検討会議を始める。事務局の方で、何か発言はあるか。

【企画課長】

新型コロナウイルスの関係で、予定していた病院の見学については延期した。代わりに本日は、写真、図面等を使って、跡施設の詳細を説明する。

2 議題

【会長】

それでは次第に従い、検討会議の議題に入る。1. 病院施設の状況について、事務局より説明をお願いします。

【練馬光が丘病院担当係長】

《資料1-1 資料1-2 説明》

【企画課長】

《資料1-3 説明》

【会長】

説明のあった資料について、質問やご意見があれば、お願いします。

【委員】

昨日、光が丘病院とぱるむを見学してきた。地図には光が丘びよびよという名前の一時預かり所のことが書いてある。ぱるむも一時預かり所であるが、なぜ入っていないのか。区の施設ではないのか。

【企画課長】

ぱるむ光が丘は、医師会に運営していただいている、民間の病児・病後児保育施設である。民間の保育施設のうちのひとつとしてご理解いただければと思う。

【委員】

図面において、ブルーで記されたコンクリートブロックは抜けるということだが、それ以外の壁になっているところは構造壁か何かで、これは工事が大変で抜けられないという間取りになっているのか。

【施設管理担部長】

ブルーのところは鉄筋コンクリート造ではなく、通常の簡易な間仕切り壁のため完全に抜くことができる。それ以外の壁については、ご指摘のように構造壁とそうではない壁が

ある。構造壁であるものについては、抜けるかどうかの再度検討が必要になってくる。今回、表示したのは、明らかに抜けるところだけを表示した。

【会長】

実際に、抜けそうなところはどのぐらいあるのか。

【施設管理担当部長】

実際に本当に抜けるかどうかというのは検討が必要である。どこまで影響があるかについてはバランスの問題が出るため、配置を計画して、壁がどこまで必要かという中で構造を検討することになる。

【委員】

構造の中に、いわゆる食事をつくれるような場所はあるか。昔、職員食堂みたいなものがあり、火が使えて、料理をつくれる箇所があったが、今は無いということか。お泊まり保育などで使えるような形であれば、その炊事場が使えるのではないかと考えていた。炊事場がないとなると、お泊まり保育の構想がなくなってしまう。一番上にレストランがあったのが、やめてしまったのか。

【練馬光が丘病院担当係長】

6階の医局のところを昔はレストランとして活用していた。現状では1階の図面⑫の横にある厨房で一括して病院食を作って提供しているという状況である。

【委員】

旧光が丘第七小学校は、今は完全に居抜きの状態なのか。

【企画課長】

今は一部施設を貸出しているが、今後、障害者福祉施設の改修時における一時移転施設として使うので、そのための工事に入る予定である。

【委員】

こういう居抜きの小学校というのは、今練馬区内で何校ぐらいあるのか。

【企画部長】

ここだけである。

【会長】

2点ほど確認したい。資料1-1の1ページ目の⑫が、右側に階段をのぼると、正面が草むらみみたいになっているのが橋の下であると思う。これは平面図の方でも、⑫から橋の下を通して見ているが、動線としては右側の平面図の方の階段を上っていくということでよいか。

【施設管理担当部長】

はい。

【会長】

承知した。もう一つは先ほどの工事履歴で、Ⅰ期工事が6階まで建てた。それから3年後にⅡ期工事で7階の部分を増築していると思うが、どこら辺を増築したのか。これは全部床なのか。それとも屋上になっているのか。

【施設管理担当部長】

3ページにピンクとブルーがあり、上の方を見てもらうとX7というものがある。

【会長】

地上7階となっていたものだから、下から上まで全部で7階建てたということか。

【委員】

先ほど旧光が丘第七小学校のことで、一時的に貸出しをしているというお話があったと思うが、これはどういうところに貸出しをするのか。例えばこういう貸出しをするといったときに、区では公募のような形になるのか。募集をして、希望するときに借りたいというニーズはあるものなのか。

【企画課長】

グラウンドと体育館をスポーツなどの利用に貸し出している。

【委員】

体育館とグラウンドだけか。

【企画課長】

体育館とグラウンドだけを貸出し、校舎は、例えば一時的に倉庫に使わせてもらうなどの活用をしている。

【委員】

2点ほど教えていただきたい。1点目が、本病院は昔に建てられた病院であるが、当時の病院の設置基準には当然合致していたと思う。今の病院の設置基準に照らして、不適合の部分というのはあるのか。2点目が、環境リスク調査、アスベスト。これは吹きつけ材については調査済みだと思うが、成形板について、将来、もし利活用する事業者が、大規模改修をする時に、成形板を壊すこともあろうかと思う。成形板に含まれているアスベストの含有の使用状況と、どのぐらい調査が進んでいるのか教えてもらいたい。

【企画課長】

最初の話だが、病院の設置基準については、この後の次第の中で触れる。

【練馬光が丘病院担当係】

アスベストは、改修工事を行う中で、該当箇所にアスベストを含むことが判明した場合には適切に処理をしている。成形板については、屋上防水工事の際に処理をしたことがある

【施設管理担当部長】

一般論になるが、当然外壁のアスベストも調査をする。合材番号も全て調査をする。設計の段階で全部やるため、工事の中で対応することになっている。

【練馬光が丘病院担当係】

その他の改修工事の中での処理の例として、煙突内部に使用されていたアスベストを含む断熱材処理というケースがあった。処理方法としては、断熱材に凝固剤を吹き付けることで、アスベストの大気中飛散防止を図った。その他の場所の状況等については、今後の跡施設活用における改修時の調査等の中で対応していくという状況である。

【会長】

アスベストは非常に厳しい法規制があるが、着手前に取るものは取るみたいなものを求められている。これは、今後区の方で調査して、対応されるということかと思う。

【委員】

アスベストについては、光が丘でもう既に幾つもの事例がある。その都度、厳しい対応をしているため、工事の段階で調査をしている。そして、アスベストについては十二分な対応をこれまでしているため、1件のトラブルもない。安心してほしい。

【委員】

資料1-3には区のいろいろな施設が書かれているが、ここにこれがあるから、新しいところはこれ以外で考えてほしい、という意味なのか。

【企画課長】

参考として、近隣の施設を示しているものである。

【委員】

例えば、これをシャッフルしながら、これをもっと拡大してほしいなどという話は別に構わないのか。

【企画課長】

はい。

【会長】

それでは、議題の2. 第1回会議の主な意見について、事務局から説明をお願いします。

【企画課長】

《資料2-1 説明》

【練馬光が丘病院担当係長】

《資料2-2 資料2-3 説明》

【医療環境整備課長】

《資料2-4 資料2-5 説明》

【企画課長】

《資料2-6 説明》

【高齢社会対策課長】

《資料2-7 資料2-8 資料2-9 説明》

【会長】

説明のあった資料について、質問やご意見があれば、お願いします。

【委員】

14ページについて、練馬区のエリアである区西北部の病床数が不足している理由を教えてください。

【医療環境整備課長】

基準病床数自体は、人口や病院の利用率等をもとに東京都の方で示される。実際に病床が足りない理由を明確に申し上げられないが。病院の方が病床をやめたいとなると、既存病床数の方が減っていくため、その分過不足が出てくる。

【委員】

病院の方がやめたいということは、どういう状況か。

【医療環境整備課長】

各病院の経営者の方針にもよるが、入院病棟を運営することで、経営状況が厳しくなる場合があり、そのような場合は病床を持たないで、クリニックなどの外来診療のみに変える法人もいる。

【委員】

そうすると、病院と利用者のいわゆるバランスのとれる形に、病床数になっていこうとするということか。

【医療環境整備課長】

はい。実際使われる方と、地域にどれだけ必要かを算定した数字と乖離が出てくる。乖離が出たところはさらに病床を増やせるため、各医療圏で調整されることになる。

【委員】

特養について、これから改修するのは、基本はみんなユニット型に変わっていくのか。また、これからも高齢化の中で、練馬区としては数をどのように考えているのか。

【高齢社会対策課長】

特養の改修について、ただの改修であれば、既存の先ほどのリストにあった育秀苑についても、ここはユニット型ではなくて、もとの従来型のままで改修をしている。ただ、新設とか改築等になれば、ユニット型になると考えてもらいたい。また、今後の需要だが、練馬区としては、団塊の世代の方が全て後期高齢者になる、いわゆる令和7年に向けて、整備目標数を設定して、増設計画をやっている。特養の施設数および使っているベッド数については、増加を行っていく予定である。

【委員】

関連で、増加というのはどのくらいで見ているのか。

【高齢社会対策課長】

高齢者保健福祉計画が来年になるが、その第7計画をつくっていたときには、プラス800床という形でやっている。

【委員】

病床の問題だが、認知症とか、そういう細かいところでは分かれていないのか。認知症だったらどこに入るのか。

【委員】

認知症は必ずしも入院を必要としないので、認知症だから入院をしなくてはいけないというわけではない。通常は、我々一般の外来とか、自身の近く、住んでいるエリアで過ごすが、それでも伴侶をなくされたりとか、子どもが遠いところにいるとか、そういう方たちがこの資料7の養護老人ホームなどに入って過ごされるということになる。だから、こちらの病院の四つというのは高度急性期、急性期、回復期、慢性期、これは主に実質医療を必要とする、例えば手術やリハビリなどをイメージしてもらえると、この区分がわかってくるかと思う。この中に認知症の人も、もしかすると入るかもしれないが。

【委員】

新病院の中に地域包括ケア病棟が50床あるが、これはそのような病床の考え方なのか。

【委員】

地域包括ケアシステムという考え方がある。例えばリハビリをする方、言葉を失ったときの言語療法士の方、そういうような急性期の治療から一連のリハビリまでを包括的に行い、まちに送り出すまでをこの病床でやるということである。保健的な意味もあり、地域包括ケア病床という病床群を取ると、一連の流れで保険点数を算定できることもあるため、こういう名前をつけていると思う。

【委員】

これと老人ホームとの関連というのはあるのか。

【委員】

例えば、どれだけリハビリしても、失われた機能を回復されない方や後遺症が残る方もいる。さらにご家族の問題もある。自宅で必ずしも全員が見られるわけではないので、その方の状況に応じて、大きな福祉施設などに行くことになる人もいる。

【委員】

病院の増床に規則はあるが、特養などの介護施設には、これ以上つくってはいけないとか、そういう規則はあるのか。

【高齢社会対策課長】

特別養護老人ホームについては、特に上限はないが、我々は区の中で、高齢者保健福祉計画という整備目標を定めている。整備目標は、現在の特別養護老人ホームを待たれている方の数が、将来にわたってどのように増加していくのかの分析を基にやっている。特養については、現在も練馬区に待機はいるが、全ての方が直ちに今入りたいという状況ではない。令和7年には団塊世代が全て後期高齢者になるが、そういった数の予測をもとにつくっているところである。

【委員】

特養の場合はユニット型の個室が既に基本になってしまっているということか。老人ホームの中で、軽費老人ホームなど何種類かあるが、それも基本的には同じ考え方なのか。

【高齢社会対策課長】

軽費老人ホームは住居の扱いになる。ある程度生活能力が落ちてきて、食事の用意などが難しいという方に対するものが、いわゆる軽費老人ホームや特別区であれば都市型軽費老人ホームである。そういったものは個室で済むが、食堂があつて、別途食事を提供する形になっているので、個室が基本である。その他の民間の老人ホームなどは様々あり、基本は個室で住んでいて、必要に応じて訪問介護を入れるなど、施設みずからが介護サービ

スを提供するという形になっている。

【委員】

特別養護老人ホームや軽費老人ホームなどは、全て老人福祉法上の施設の区分になっているが、特別養護老人ホームに関しては介護保険法の制度の中で基本的に利用料を賄うことになるため、整備の関係については、軽費老人ホームとは、公費や補助の関係などでかなり変わってくる。老人福祉施設の中で、特別養護老人ホームに関しては国の指針もあって、一定程度整備が進んできた。軽費老人ホームに関しては、群馬の方で高齢の入居者が火災により亡くなってしまったという「静養ホームたまゆら」の事件をもとに、特別区と三鷹市に関しては軽費老人ホームを23区と三鷹の基準で作ろうという形で進めている。また、特別養護老人ホームは、実は埼玉県や練馬区の場合は都境、県境で接しているため、実は埼玉の方は過剰整備の状況になってきている。いわゆる区外法人、もっと言うと、県外法人が建てたいという形で入ってくるのを、補助枠の中で認めていくということがかなり飽和状態になっているのが実態である。多分練馬区の方も、そういった外部の要因なども考えながら、整備計画を立てている。そのため、特別養護老人ホームの需要と供給の関係というのは、最近では1自治体だけでは考えられなくなってきているのが現状である。

【会長】

それでは、3. 活用に向けた意見交換の活用について、今までの説明や質問、意見などの議論があればお願いしたい。テーマだけではなく、新たな視点の意見や今後の検討課題など自由に意見を頂戴できればと思う。

【委員】

前回の話の中で少し出てきたが、練馬区に住む全ての区民が使う、利用できるという発想から、お泊まり保育がすごくいいと思う。公園や厨房もあって、1泊だけのお泊まりの保育であれば、こんな適したところはないのではないかと。関町や旭丘の方から、西から東から、それぞれの保育所の人たちが使ってくれるといいのではないかと考えている。うまくそれが実現できればいい。

【企画課長】

お泊まり保育という話だが、直営の区立保育園で今そういった事業を実施しているところはない。そういったニーズや区民の方からの声が、潜在的にあるのかもしれないが、区としては今のところ掘んでいない状況である。

【委員】

ぱるむを見に行き、職員に色々な意見を伺った。光が丘の環境のいい大きなところができたら、そんなにいいことはない。しかし、自分の住んでいるところか、仕事場に近いところに子どもを預けたいという人のことを考えると、一つのところに大きいのがあっても、練馬区の隅の方の人が果たして来られるのか。それを考えると、あとは複合施設として、

ほかの使い道ということも一緒に考えていったらと思う。食糧備蓄は、各施設に3日分しかないという。3日分で何ができるのかという思いがあり、できればこの病院のどこか重さの耐えられるところに、備蓄倉庫の拡大をしたらどうか。また、災害ハザードマップが先日来て見ていたのだが、災害のときにはせめて1週間ぐらいは必要だと思うので、その辺の備蓄が必要である。また、病後の子ども、それから長期療養の難病の子どもの施設を考えたが、それに関しては医師や看護師が必要になるということで、簡単には提案できないと思った。介護する側の親御さんのことを考えると、難病のお子さんを預かってくれる施設もあったらいいと思う。

【企画課長】

まず、備蓄倉庫については、区の計画にも位置づけて、計画的に必要な分を整備していく形で今は考えている。それから、障害者の長期療養施設について、そういった声があればという話にはなるが、非常に大きな施設であるため、もしやるとなると複合化ということもあわせて検討する必要があるのかと思っている。

【企画部長】

特に医療的ケアが必要なお子さんなど、いわゆる重症心身障害児と言われているようなお子さんのための保育施設として、中村橋に民間の事業者を誘致して、心身障害者福祉センターの中に、障害児保育ヘレンという施設をつくっている。また、重症心身障害児や医療的ケア児を抱えている親御さんからは、医療的ケアができるようなショートステイというものが区内にはないので、ぜひ整備してほしいという声を従来からいただいている。ただ、医療的ケアは医療機関でないとできないため、新しくできる練馬光が丘病院、新築の方で何とかそういった事業ができないかと運営主体の方とは協議をしている。お子さんに限らず、大人の方でも医療的ケアが必要な方はいるため、そういったものについては新しい病院の方でやっていただけないかということで、話をしている。医療的ケア児、医療的ケアが必要な方に関するサービスというのは、今、医療がどんどん進歩しているので、必要なサービスになってくるだろうと思っているが、医療機関との連携がどのようにできるのかということが、非常に重要だと思っている。それから、備蓄物資の話だが、3日間というのは、当面3日経てば大体ほかからの救援物資が届くので、そこまでしのげるだけである。しかも、一応練馬区の避難者が7万人ぐらいという想定で、各避難拠点、区立の小中学校には700人分ということで、1日目を区が備蓄をしていて、2日目、3日目は都の役割というような形になっている。全区民の方のための備蓄物資を用意するというのはできないので、まずはご自身で備えていただくということが大前提である。それで避難をする方という想定で、今のような形で備蓄物資というのは整えているところである。そういうわけで、避難された方のお届けするというところでいえば、大規模なものを1か所設けるというよりも、何か所かに備蓄するところがあって、もちろん学校にも備蓄しているが、そこに取りに行けるようなものを分散して備蓄するというような考え方で、今、区内のいろんなところに、公園や新しくできた施設などの中に備蓄倉庫をつくるというような取り組みもしているところである。

【委員】

たしかに水害ハザードを見て、全区民が埋もれてしまうわけではないから、この水害の可能性を考えての数と思っていた。3日という意味がわからなかったのだが、そういう意味ということで承知した。それから、障害児と仰ったが、難病のお子さん、例えばクローン病の場合も障害児という名前がつくのか。難病全て障害児ではないような気がするため、その点は障害児の施設と違うと思う。難病について、障害児福祉施設には当てはまらないお子さんもいるかと思う。クローン病の子どもを抱えてしまったら、うちの子は障害児ですという認定がされるのか。

【委員】

違うと思う。クローン病は難病だが、ハンディキャップという形の範疇ではないと思う。それはぜんそくなどの、ある種の心臓の病気の方も難病で抱えている方もいる。それは障害児ではない。だから、クローン病はクローン病だが、障害児ではないと思う。

【委員】

この跡地でそういう方の病後ケアをすることは今のところは難しいのか。

【委員】

病院になると思う。四つの病院の中でいえば、慢性期のところでしばらく様子を見ようというような形になるのかと思う。

【委員】

そうになると、ここの病院の跡地ではやりきれない。

【委員】

そうかもしれない。

【委員】

非常に面積が広いため、運営がどのようになるのかと思う。社会福祉の施設を検索すると、都内だと日赤の広尾がある。平成24年にできて、特別養護老人ホーム、デイサービスから介護老人保健施設のデイケア、高齢者グループホーム、障害者支援施設、居宅介護支援事業所と、五つ複合型で一つのビルに入っているが、うまく機能しているのか。

【高齢社会対策課長】

先ほどご案内した区内の31の特別養護老人ホームでも、例えばデイサービス、通所のものと、特別養護老人ホームの入所のもの、また、居宅介護支援、ケアマネジャー、そういった複数のものを入れている施設は多くあり、安定的に運営されている。

【委員】

恐らく、複合施設でモデルになるのは、世田谷区の梅ヶ丘の駅前にある施設である。精

神科の医療の病院があったが、跡地に令和元年4月に整備された施設があり、高齢、障害、児童・障害児と全てが入っている。保育園も整備しており、ものすごく大きい土地であるため、恐らく光が丘のところでは機能としては全部行うことは無理だと思う。そこで何が問題になっているかということと人手である。人材確保が相当、それだけの箱物をつくると人材がとにかく回らないということで、人材の確保が一番の課題である。事業自体はそれなりに回っていると聞いている。

【委員】

入れ込む用途が多くなると、運営も大変になってくる。

【委員】

結局全て、何か箱をつくっても人材である。人材を確保するだけの練馬区の方での作戦はあるかということ、実は人材確保はどこにしても必死になってやっているの、どこかで抱え込むとどこかで足りなくなるという流動性が非常に高いものである。そういった機能を持たせるということはそれだけの人材が必要になってくる。先ほどの医師をつけるというのはなかなか難しい。結局そこも人材の問題である。人材というか、数だと、誰がやるのだという話になってくるので、福祉の専門的視点から申し上げると、結局それだけの人がいるのかと。例えば80床の特養をつくれれば、非常勤と常勤合わせて80人、同じ数の職員が必要になる。それをどこからとってくるかといったら、10円時給が高いから動くみたいな流れにもなってくる。実態としてはそういうことがあるのは事実であるが、人材がないから、機能をつくらなくていいかという問題でもない。ここでは人材の確保の話は当然議論としてはやりようがないが、必要なところをどこに落とし込んでいくかという、複合型でいろいろなものを入れればいいが、今申し上げた観点からいうと少し厳しい部分もある。そのため、絞っていくというところは議論として、必要かと思う。

【委員】

いろんなご意見を聞いて感じたことは、結局二つの介護と看護というところに絞られてくるのではないか。介護と看護は対応する法律も違うため、そういう意味からいえば、どちらかを選択するというのも一つ。介護という切り口で選択するのも一つ。あるいは、そういう意味で介護ではなくて看護という切り口で選択するのも一つ。それから、複合型ということで、欲張りに両方を選択するというのも一つ。それでも、どれを選択しようとも、人の確保というものが最大限の問題である。その辺を踏まえて、第3回以降、介護、看護という切り口で結論を出すのではなくて、そういう意見が出たということで答申すればいいのではないか。ただし、介護、看護という形で、突っ込んだ意見交換をしたいという感じがした。

【委員】

前回のアンケートの結果で子育て支援というものが結構大きなウエイトを持っていたが、基本的には学童などは充足していると聞いている。しかし、よく見ると、練馬区は児童相談所はつくらないとはっきり区長がおっしゃっている。将来的には都と相談しながら児童

相談所的なものをつくっていかうと思っているし、同時に家庭支援センターというのか、それも、子どもも含めて虐待とかそういうのをもう少し対応したい。それから、当然これから多くなる単身者親などにも支援が必要だろうと思う。4年ぐらい先を見て、どうなるのかということと、一時宿泊とか、短期なのか長期なのかよくわからないが、何か月にわたって宿泊機能を持った施設ならば、この施設はいいウエイトを持っているのではないか。

【企画課長】

前回も少しお話をした通り、区が施策の柱に掲げているものの中に、子育て支援の充実がある。そこについては、待機児童対策ということで、保育所の整備をはじめ、幼稚園も長時間の預かり保育を実施するなど、保護者のニーズに合わせて保育を選択できるという体制をつくってきて、待機児童数も一定落ちついてきている。そのため、子育て施設は選択肢の一つではあるが、優先的に取り組むというところまではいかないと認識している。それから、児相の関係で、将来的にというお話は今のところ何とも申し上げられないが、区としては、児童相談の体制は、広域的な視点および対応が必要ということで、東京都としっかり連携をとって進めていくというスタンスである。区の子ども家庭支援センターの中に、東京都の虐待対応拠点をつくって、都と十分連携して進めていく。そういうスタンスをとっている。

【委員】

今のところ候補地にはならないということか。

【企画課長】

今のところは考えていない。

【企画部長】

東京都の虐待対応拠点ということで、この区役所の近傍にもう場所を確保している。区の子ども家庭支援センターと、その虐待対応拠点は、個々の区役所の中に子ども家庭支援センターという虐待や子育て支援に対応するセクションがある。そこと一緒に対応できるようなものは既にもう確保している。光が丘地域は計画的に開発されたということもあり、比較的いろんな施設がある。例えば特養なども団地内にはないが、近傍にはある。新しく国有地を活用して整備するというものも進めているため、既存の建物の状況であるとか、先ほどからお話があるような人材の確保という観点も含めて、少し考えていければいいのかと今日お話を伺って思った。あと、宿泊型の施設というのは、例えば高齢者の方でいえばショートステイとか、お子さんのショートステイというものもあるが、高齢者のショートステイだと通常特養を併設するというので、それも一定程度充足はしている状況であり、子どものショートステイというものも、既に施設としては幾つかある。そういうことに関して言うと、全然足りないという状況でもないのかと思っている。

【委員】

少し現実的な話になってしまうかもしれないが、公共施設の跡利用を考えるときに、大局的な二つの視点が必要かと思う。一つは行政サービスの向上、もう一つは練馬区の財政面の寄与であり、二つの相対する視点がある。両方が両立できれば一番いいが、昔に建った大きな建物ということで、もしかしたら両方はカバーできないかもしれないとなった場合に、練馬区の本心として、産業を生むような民間事業者を呼んできて、財政の寄与を期待したい方が強いのか、それとも練馬区自身が営むような行政サービスで、それを民間に代行してもらおうというようなことが強いのか。場合によったら財政の寄与というよりもさらに負担が増えるようなことがあっても、サービスを重視したい、向上を重視したいということなのか。そこの両方をカバーできればいいと思うが、どちらかしかとれないとなった場合に、全く活用の視点は変わってくると思う。財政の寄与というものに重心を置くのであれば、あの建物に来てくれる用途は何だろうという発想になると思うし、そのあたりのご意向があればお聞かせいただきたい。

【企画部長】

差し迫ってどうしても必要なサービスがあるのであれば、一定の財政的な支出をするということは必要かと思うが、現実的な話として、昨今の経済状況を踏まえると、それほど財政的に余裕があるという状況ではない。余り財政的な支出をしなくて済むような形で、公共的に必要なニーズが提供できるような、例えば区有地に特別養護老人ホームや民間の保育所を誘致するなどは行っており、無償で貸している。余り損はしないで有効活用ができるようにはなっているが、全くコストをかけないで、歳入ばかりを狙うというのも、これも少し現実的ではない。民間事業者のヒアリング結果は1回目のときにお示しましたが、更地に何か建てるのだったらいいと思うということが民間事業者の意向である。そのため、既存の建物を一定期間に区切って使うということで、それほど歳入が確保できるような事業者が手を挙げていただけるというのも難しいため、なるべくコストをかけず、かつ公共的なニーズに合うものというものが一番理想である。

【委員】

歳入が求められている事例というのは、インターナショナルスクールに貸し付けているものがあるが、これは歳入になっている事例なのか。

【企画部長】

はい。

【委員】

そうすると、複合型という言葉が今日何回も出ているが、そういう点で歳入とサービスも複合型になるというビジョンもあるということか。

【企画部長】

はい。

【委員】

建物は更地にしないという話が1回目にあったが、今は広範囲にいろんな質問が出ていて、ビジョン的なものも出た。これから先はあの建物のどこをどう直して、使って、どのような事業ができるかということを考えればよいというところに絞り込めばいいのか。

【企画部長】

今日までのところは、建物の状況や区の施策上のニーズがあると思われることについての客観的な状況や、いろんな諸条件について、できる限りの資料提供やご説明をした。先ほどいただいたご意見のように、絶対的に必要なニーズを満たすということも考え方としてはいいわけではない。委員の皆様方から見ても、我々の方から見ても、これからの区にとって、これはぜひ必要だから、これはやりましょうというプランが幾つかあれば、そういうものはぜひ出していただきたい。そういうものをやるに当たっては、どういうところが課題になるのだろうか、どの程度コストがかかるのだろうか、運営はしていけるのだろうかとか、そのようなものを含めて考えた方がいい活用策と、活用するに当たっての諸課題についても、整理をしていく必要があると思っている。多分いろいろご意見をいただいた中で、単一のプランでというのは難しいのではないかといいものが、今日いただいたお話の中では想定されるので、幾つかミックス型でやるとしたらどのようなものがあるのかを含めて、ご提案をいただければと思う。一つに絞り込んだプランをこの場でつくり上げるということまでお願いするのは難しいかと思うので、いろんなアイデアをいただいた。そういったアイデアを少し深掘したり、もう少し幅広くご提案をいただいたりということを含めて、最終的な提言としておまとめいただければありがたいと思う。

【会長】

それでは、事務局からの連絡事項をお願いします。

【企画課長】

《参考資料 説明》

【会長】

次回の会議では、これまでの議論、意見を踏まえながら、さらに具体的な跡施設活用の方策、そういったものの検討がさらに深まればいいのではないかと考えている。

委員の皆様方には、誠にありがとうございました。